

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ペイントうすめ液 油性
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
整理番号	M260615
推奨用途	工業用一般
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分3
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 皮膚腐食性/刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A 発がん性 区分2 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(肝臓 呼吸器 腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器 神経系 聴覚器)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分1 水生環境有害性 長期(慢性) 区分2 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	H226 引火性液体及び蒸気 H315 皮膚刺激 H319 強い眼刺激 H332 吸入すると有害 H335 呼吸器への刺激のおそれ H336 眠気又はめまいのおそれ H351 発がんのおそれの疑い H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ H370 肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系の障害 H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、神経系、聴覚器の障害 H400 水生生物に非常に強い毒性 H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
容器を密閉しておくこと。(P233)
容器を接地しアースをとること。(P240)
防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241)
火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。(P261)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)
環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)

応急措置

皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311)
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
特別な処置が必要である。(P321)
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)
眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)
火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
漏出物を回収すること。(P391)
換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)

保管

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)

施錠して保管すること。(P405)

廃棄

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
灯油	60.0%	CxHy	不明	不明	8008-20-6
キシレン	16.0%	C8H10	(3)-3,(3)-60	既存	1330-20-7
エチルベンゼン	24.0%	C8H10	(3)-28,(3)-60	既存	100-41-4

4. 応急措置

吸入した場合

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

特別な処置が必要である。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

眼に入った場合

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。

飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。

粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。

使ってはならない消火剤

棒状水。

火災時の特有の危険有害性

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

特有の消火方法

消火作業は、風上から行う。

周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

関係者以外は安全な場所に退去させる。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。

環境に対する注意事項

多量の場合、人を安全な場所に退避させる。

必要に応じた換気を確保する。

封じ込め及び浄化の方法
及び機材

漏出物は回収すること。

漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。

少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ
取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取
る。大量の水で洗い流す。

二次災害の防止策

多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場
所に導いてからドラムなどに回収する。

付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火
剤を準備する。

床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故
の原因となるため注意する。

漏出物の上をむやみに歩かない。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を
行い、保護具を着用する。

容器を接地すること。アースをとること。

火花を発生させない工具を使用すること。

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用す
ること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所
排気装置を設置する。

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設
備を設置する。

安全取扱注意事項

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこ
と。

取扱い後はよく手を洗うこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用するこ
と。

涼しい所に置くこと。

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しない
こと。

保管

接触回避

安全な保管条件

『10. 安定性及び反応性』を参照。

『10. 安定性及び反応性』を参照。

施錠して保管すること。

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
灯油	未設定	未設定	設定あり
キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m ³)	設定あり
エチルベンゼン	20ppm	20ppm(87mg/m ³)(皮)	設定あり

厚生労働大臣が定める濃度の基準

	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
灯油	未設定	未設定
キシレン	未設定	未設定
エチルベンゼン	未設定	未設定

許容濃度 (ACGIH) 参照先: <https://www.acgih.org/>

設備対策		蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。
保護具	呼吸用保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。
	手の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。 状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護手袋等適切な保護具を着用すること。
	眼、顔面の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。
	皮膚及び身体の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。 状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護衣、履物等適切な保護具を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
形状	液体
色	無色透明
臭い	溶剤臭
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限 下限	データなし
界／可燃限界	
	上限
引火点	データなし
自然発火点	30.5℃（タグ密閉式）
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	<10cSt
溶解度	非水溶性
n-オクタノール／水分配係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	0.828±0.01g/cm3
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	「危険有害反応可能性」を参照。
化学的安定性	通常の条件下では安定。
危険有害反応可能性	酸化性物質と反応する。
避けるべき条件	高温、混触危険物質との接触。

混触危険物質
危険有害な分解生成物

酸化性物質
燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などが発生する。

11. 有害性情報

急性毒性

経口

急性毒性推定値が8750mg/kgのため区分に該当しないとした。

経皮

急性毒性推定値が2992.9577465mg/kgのため区分5とした。

JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。

吸入

(気体)

GHS定義による気体ではない。

(蒸気)

急性毒性推定値が4695.0092421ppmのため区分4とした。

(粉じん・ミスト)

急性毒性推定値が7.392mg/lのため区分5とした。

JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

区分2の成分合計が76%のため、区分2とした。

眼区分2の成分合計が16%のため、区分2Aとした。

皮膚腐食性／皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性
／眼刺激性

呼吸器感作性

皮膚感作性

データ不足のため分類できない。

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

生殖細胞変異原性

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

発がん性

生殖毒性

区分2の成分が60%のため、区分2とした。

(生殖毒性)

区分1Bの成分が24%のため、区分1Bとした。

(生殖毒性・授乳影響)

データ不足のため分類できない。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

区分1(肝臓)の成分が16%のため、区分1(肝臓)とした。

区分1(呼吸器)の成分が16%のため、区分1(呼吸器)とした。

区分1(腎臓)の成分が16%のため、区分1(腎臓)とした。

区分1(中枢神経系)の成分が16%のため、区分1(中枢神経系)とした。

区分3(麻酔作用)の成分合計が100%のため、区分3(麻酔作用)とした。

区分3(気道刺激性)の成分合計が84%のため、区分3(気道刺激性)とした。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

区分1(呼吸器)の成分が16%のため、区分1(呼吸器)とした。

区分1(神経系)の成分が16%のため、区分1(神経系)とした。

誤えん有害性	区分1(神経系)の成分が24%のため、区分1(神経系)とした。	
	区分1(聴覚器)の成分が24%のため、区分1(聴覚器)とした。	
		動粘性率が不明のため、分類できないとした。
12. 環境影響情報		
水生環境有害性 短期(急性)	区分1×毒性乗率の成分合計が40%のため、区分1とした。	
水生環境有害性 長期(慢性)	(毒性乗率×10×区分1)+区分2の成分合計が40%のため、区分2とした。	
生態毒性	データなし	
残留性・分解性	データなし	
生体蓄積性	データなし	
土壤中の移動性	データなし	
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。	
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物	廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。	
汚染容器及び包装	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 焼却に際しては引火性物質を含むので注意して行う。	
14. 輸送上の注意		
国際規制	海上規制情報	IMOの規定に従う。
	UN No.	1263
	Proper Shipping Class	塗料関連物質 3
	Packing Group	II
	Marine Pollutant	applicable
	Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	Not applicable
国内規制	航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No.	1263
	Proper Shipping Class	塗料関連物質 3
	Packing Group	II
	陸上規制	消防法の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	1263
	品名	塗料関連物質
	クラス	3
	容器等級	II
	海洋汚染物質	該当

MARPOL 73/78 附
属書II 及びIBC コー
ドによるばら積み輸
送される液体物質

非該当

航空規制情報
国連番号
品名
クラス
等級

航空法の規定に従う。
1263
塗料関連物質
3
II
128

緊急時応急措置指針番号

15. 適用法令
労働安全衛生法

特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号)

エチルベンゼン

第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)

キシレン

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

エチルベンゼン

キシレン

灯油

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)

健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚生省指針公示)

エチルベンゼン

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

エチルベンゼン(安衛則別表第2の番号:247)
(24%)

キシレン(安衛則別表第2の番号:426)(16%)

灯油(安衛則別表第2の番号:1315)(50%-60%)
(営業秘密)

特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)

エチルベンゼン

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)

特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第2項)

皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和7年11月18日告示第301号・第2号、令和7年11月18日基発1118第2号、厚生労働省HP皮膚等障害化学物質の一覧)

キシレン

灯油

	特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質(安衛則第594条第1項、令和7年11月18日告示第301号、厚生労働省HP皮膚等障害化学物質の一覧)
労働安全衛生法(表示・通知対象物質、がん原性物質)(令和9年施行分)	エチルベンゼン 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)
	エチルベンゼン キシレン 灯油 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)
	エチルベンゼン(安衛則別表第2の番号:247)(24%) キシレン(安衛則別表第2の番号:426)(16%) 灯油(安衛則別表第2の番号:1315)(50%-60%)(営業秘密)
毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	非該当 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
	エチルベンゼン(管理番号:53)(24%) キシレン(管理番号:80)(16%)
化審法 消防法 水質汚濁防止法 悪臭防止法 大気汚染防止法	優先評価化学物質(法第2条第5項) 第4類 引火性液体 第二石油類(非水溶性) 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 特定悪臭物質(施行令第1条) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)
海洋汚染防止法	揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達) 油(施行規則第2条)
	危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	輸出許可貨物・補完品目(キャッチオール規制)(法第48条第1項、輸出令第1条別表第1の16の項(2))
	輸出承認貨物・特定有害廃棄物等(法第48条第3項、輸出令第2条別表第2の35の2の項)
船舶安全法 航空法	引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1) 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・引火性液体類(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1) がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)

16. その他の情報

連絡先
参考文献

項目1に記載
製造元メーカー提供資料
NITE GHS分類結果一覧
JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法
JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報
の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全デー
タシート(SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス
化学品ドキュメント管理プラットフォーム(CDPF) SDS
作成システム「ChemValue.AUTHOR」により作成

その他

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ
等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化
学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証
をなすものではありません。あくまでも参考情報として
提供するものであります。

また、注意事項は通常の実施を前提としたもので
あるので、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適
した安全策を実施の上、ご利用ください。この情報
は、新しい情報を入手した場合、予告なしに改訂され
ることがあります。